

11 引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の地方消費税交付金）が 充てられる社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫 支出金	県支出金	その他	引上げ分の地方消費税(社会 保障財源化分の地方消費税 交付金)	その他	
社会福祉	障がい者福祉事業	2,021,660	1,008,512	495,393	4,046	144,135	369,574
	高齢者福祉事業	31,109	0	0	5,079	7,303	18,727
	児童福祉事業	3,905,259	2,246,006	764,460	63,336	233,288	598,169
	母子福祉事業	291,709	97,135	0	0	54,593	139,981
	生活保護扶助事業	1,263,274	947,452	25,884	0	81,350	208,588
	小計	7,513,011	4,299,105	1,285,737	72,461	520,669	1,335,039
社会保険	国民健康保険事業	502,205	69,674	182,736	0	70,087	179,708
	介護保険事業	1,038,092	30,318	15,159	0	278,506	714,109
	後期高齢者医療事業	1,091,173	0	165,717	0	259,662	665,794
	小計	2,631,470	99,992	363,612	0	608,255	1,559,611
保健衛生	妊産婦医療費事業	18,685	0	8,306	1,936	2,369	6,074
	小児医療費事業	203,148	0	57,281	13,353	37,181	95,333
	母子等医療費事業	42,998	0	19,115	4,456	5,451	13,976
	障がい者医療費事業	194,364	0	86,410	20,143	24,638	63,173
	母子保健等事業	7,751	1,599	1,321	740	1,148	2,943
	小計	466,946	1,599	172,433	40,628	70,787	181,499
合計	10,611,427	4,400,696	1,821,782	113,089	1,199,711	3,076,149	

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

1,199,711千円

(歳出)

社会保障施策に要する経費

10,611,427千円

地方税法第72条の116により、引上げ分に係る地方消費税収は、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされています。本表は、平成26年1月24日に総務省自治税務局都道府県税課長より発出された「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」に基づき、社会保障財源とされた増税分の使途を明確化するために作成したものです。